

契約終了後の事業性融資契約書類 のお取扱いについて

平素は弊金庫をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。

さて、弊金庫ではこれまで、お客さまとの融資契約が終了となりました際には、契約書類等をご返却しておりましたが、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を終了する事業資金に係る融資契約書類につきましては、弊金庫で終了後の契約書類を一定期間保管し、保管期間後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきます。

つきましては、契約終了後 3 ヶ月間を返却期間とさせていただきますので、返却をご希望される場合には、お手数ですが上記期間内に「お取扱店」窓口までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、「お取扱店」または最寄りの店舗にお問合せ下さい。



平成 30 年 3 月吉日